様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市長等秘書事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	市長等の略歴を調査し、記録する。	市長等特別職	○	○		○			
挨拶状発送事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	就任・退任等の挨拶状を作成し、関係者や関係諸団体へ送付する。	市の関係者ならびに関係諸団体役員	○	○					
渉外対応事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	行政の円滑な運営を図ることを目的とし、公職関係者等の冠婚葬祭等にあたっての電報等の手配、また交際費の支出等を行なう。	行政運営上、市政振興に功労のある者、及び自治振興や福祉の増進に貢献のある者。	○	○			○	○	
さいたま市名誉市民顕彰事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成14年9月30日 令和4年4月1日	市の発展に多大の貢献があり、その功績が卓絶で市民から深く尊敬されている者に、さいたま市名誉市民の称号を贈り、これを顕彰することを目的とする。名誉市民選考委員会の開催に伴い、委員を任命し、報酬を支払う。	さいたま市名誉市民 さいたま市名誉市民選考委員会委員（附属機関）	○	○	○	○	○		
さいたま市民栄誉賞表彰事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成15年4月1日 令和4年4月1日	市民の誇りとなるべき顕著な業績のあった者に、さいたま市民栄誉賞を贈り、その業績を表彰することを目的とする。市民栄誉賞選考会議の開催に伴い、委員を任命し、謝礼を支払う。	さいたま市民栄誉賞受賞者 さいたま市民栄誉賞選考会議委員（協議会等）	○	○	○	○	○		
さいたま市文化賞表彰事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成15年4月1日 令和4年4月1日	市民又は市にゆかりのある者若しくは団体で、文化芸術又はスポーツの分野において顕著な功績のあったものに、さいたま市文化賞を贈り、その功績を表彰する。文化賞選考会議の開催に伴い、委員を任命し、謝礼を支払う。	さいたま市文化賞受賞者、 さいたま市文化賞選考会議委員（協議会等）	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市政功労賞表彰事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成16年4月1日 令和4年4月1日	市の公益の増進に寄与し、又は永年にわたり市政の振興発展に尽力し、その功績が特に顕著であるものに、さいたま市政功労賞を贈り、その功績を表彰することを目的とする。	さいたま市政功労賞受賞者	○	○			○		
さいたま市長特別賞表彰事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成25年4月1日 令和6年3月12日	優れた業績を収め市の名声を高めることにより市政の発展に貢献し、その功績が特に顕著であったものに、さいたま市長特別賞を贈るもの。	さいたま市長特別賞受賞者	○	○			○		
叙勲・褒章事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	地方自治の育成発展に貢献し、功績顕著な者について、叙勲・褒章受章者として、さいたま市から推薦するもの。	叙勲・褒章被推薦者	○	○		○	○	○	
県・外部団体表彰候補者推薦事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成13年5月1日 令和6年3月12日	埼玉県及び外部団体から推薦依頼のあった表彰等について、候補者の取りまとめを行う。	県・外部団体表彰候補者推薦事務	○	○			○		
市報さいたま編集事務	市長 市長公室　秘書広報部　広報課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	毎月１回（1日）発行する「市報さいたま」のテープ・点字版及び市各課が発行し、広報課長が必要と認める併配物のテープ・点字版の配付に用いるため、対象者の住所・氏名などを記録する。また、「市報さいたま」で行事や市内の催し等の情報を掲載するため、参加者の写真の撮影・掲載をする。また、プレゼント企画を実施し、応募者の中から抽選で当選した方にプレゼントを送付する。	市の広報物のテープ・点字版配付希望者、行事、催し等の参加者、情報提供者	○	○		○	○	○	
パブリシティにともなう事務	市長 市長公室　秘書広報部　広報課	平成13年5月1日 令和2年7月20日	市政や事業の市民に対する情報提供手段として、報道機関を通して広報（パブリシティ）するため、常時市政担当記者の連絡先等を把握しておく。また、報道機関からの要望に応じて記者の連絡先等を担当課と共有する。	報道機関関係者	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市出前講座	市長 市長公室　秘書広報部　広報課	平成23年10月1日	市民の市政に対する理解、親近感の醸成や市政情報の見える化を推進するため、市民が開催する集会や会合等に職員が出向き、施策や制度、事業等について説明する。	申請者	○	○			○		
市民カメラマンボランティア	市長 市長公室　秘書広報部　広報課	平成24年4月1日 令和6年4月1日	市民との協働によるまちづくりに寄与することを目的とし、市の広報媒体で紹介する市内の風景、季節などの写真を撮影する市民カメラマンボランティア制度を設置する。その登録者を選定するため、応募者の個人情報を収集する。	応募者	○	○			○		
市報配布業務	市長 市長公室　秘書広報部　広報課	平成13年5月1日	市報さいたま配布の郵送において、対象者の住所・氏名・電話番号等を取扱う。また、ポスティングによる全戸配布において、戸別配布対応及び配布漏れや配布停止などの対応のため、住所・氏名・電話番号等を取扱う。	郵送配布希望者、戸別配布希望者、再配布・配布停止希望者	○				○		
市ホームページからの問い合わせ等対応業務	市長 市長公室　秘書広報部　広報課	平成25年12月24日 平成27年11月18日	ホームページの閲覧者からホームページのメールフォーム機能を利用して受け付けた問い合わせに対し回答するため及び、アンケート入力フォームを利用して市民からの意見を受け付けるため、連絡先等を収集するもの。必要に応じて、本人に対し、電話等で連絡や案内等を行う。	ホームページの閲覧者	○				○		
インターネット広報業務	市長 市長公室　秘書広報部　広報課	平成13年5月1日 令和2年3月31日	市ホームページ、フェイスブック、ツイッター等のインターネット広報において、行事や市内の催し等の情報を掲載する。また、必要に応じて掲載対象者との事務連絡、参加者の写真撮影等を行う。また、プレゼント企画を実施し、応募者の中から抽選で当選した方にプレゼントを送付する。	行事、催し等の参加者、プレゼント企画の応募者	○	○		○	○	○	
テレビ広報番組制作事務	市長 市長公室　秘書広報部　広報課	平成27年4月1日 平成30年8月3日	テレビ埼玉等において放映する広報番組を制作する。また、収録に参加する出演者を公募する。 また、視聴者プレゼントを実施し、応募した視聴者のうち、抽選の結果当選した方にプレゼントを送付する。	テレビ広報番組の出演者・視聴者	○			○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市長への提案処理事務	市長 市長公室　秘書広報部　広聴課	平成３年10月１日 令和４年４月１日	開かれた市政の推進の一環として、市民の意見を市政に反映させること。市政に対する建設的な意見等を受付し、関係各課と調整の上で回答を行う。収集した個人情報は市民の声データベースに登録し、回答した案件は、個人情報を除き原則として提案概要及び回答内容を市ホームページで公開する。	提案者	○	○			○		
陳情・要望等処理事務	市長 市長公室　秘書広報部　広聴課	平成13年５月１日 令和４年４月１日	個人及び団体からの陳情・要望等の受付、報告、回答などを行うこと。回答の作成に当たっては、関係各課と調整を図る。なお、収集した個人情報は市民の声データベースに登録し、市長宛てに提出され文書回答した案件は、個人情報を除き、原則として要望事項及び回答内容を市ホームページで市民に公開する。	陳情・要望等申出者	○	○			○		
さいたま市タウンミーティング実施事務	市長 市長公室　秘書広報部　広聴課	平成21年８月７日 令和５年２月６日	市民一人ひとりが「しあわせ」を実感できる市政にするため、市民と直接対話をすることで、より良いコミュニケーションの確保と信頼関係を構築するとともに、市民の声を市政に反映していくことを目的として実施する。タウンミーティング参加者の情報はテーマ所管課及び会場となる区と、また、開催時における参加者からの意見等については、関係課と情報共有する。	参加希望者、参加者	○	○			○		
パブリック・コメント実施事務	市長 市長公室　秘書広報部　広聴課	平成15年４月１日 令和６年12月13日	市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の形成過程の情報を公表し、公表した情報に関して提出された市民等の意見及び意見に対する実施機関の考え方を公表することにより、市民等の意見を市の政策等に反映させる。	パブリック・コメントを提出した市民等	○				○		
さいたま市民意識調査業務	市長 市長公室　秘書広報部　広聴課	平成19年４月１日 令和４年４月１日	市政全般にわたる市民の満足度や要望などを把握し、その調査結果を今後の施策や事業の推進に反映することを目的とする。なお、収集した個人情報は市民の声データベースに登録する。	無作為抽出した、さいたま市在住の満１８歳以上の男女	○				○		
コールセンター運営事務	市長 市長公室　秘書広報部　広聴課	平成19年７月１日 令和４年４月１日	市民の情報取得の利便性と市役所業務効率の向上を図るために、電話、ＦＡＸ、電子メールで市政に関する問合せ等の受付・対応（必要に応じて各所管課への対応引継ぎ）を行う「さいたまコールセンター」を運営する。	コールセンター利用者	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市民の声モニター制度運用事務	市長 市長公室　秘書広報部　広聴課	平成27年4月1日 令和4年4月1日	無作為抽出の手法を取り入れ、隠れた多くの潜在的な市民の意向を把握して事業に活かすため、市政への参画を促進する市民の声モニターを募集する。	市民の声モニター登録者	○				○		
子ども・若者の提案処理事務	市長 市長公室　秘書広報部　広聴課	平成28年4月1日 令和6年4月1日	子ども・若者たちから、市のまちづくりに対する提案を聴く機会（ツール）を新たに増やすことにより、子ども・若者たちからの提案を市政に反映すること。テーマを設定し、市内の学校の子ども・若者たちから市に対する提案や意見を募集し、期間終了後、提案の概要及び市の見解をまとめ、各区役所情報公開コーナー及び市ホームページで公表する。	提案者	○	○			○		